

第2章 「人権文化のまちづくり」の推進

1 「人権文化のまちづくり」の推進にあたって

北九州市は「人権意識の高揚と差別の解消」の実現に向けて、同和問題をはじめとして、様々な人権課題を解決するための取組を行い、人権が尊重されるまちづくりを目指してきました。

しかし、子どもや女性、高齢者、障害者に対する身体的・精神的暴力や虐待などの人権侵害、差別意識や偏見に基づいた差別事象が発生しています。

この21世紀には、北九州市に暮らし、学び、働き、集うすべての人の人権が尊重され、人権が侵害されることのない社会、誰もが生きる喜びを実感し、平和で心豊かに暮らすことのできる社会の実現が求められています。

このような社会は、市民一人ひとり、地域、企業、行政の努力によってはじめて実現できるものです。これからは市民一人ひとりが人間としての尊厳を持つかけがえのない存在であることをお互いに尊重し、価値観や個性の違いを認め合い、支え合うという「人権を尊重し合う文化」を北九州市に創造することが必要だと考え、北九州市はその実現に向けて、「人権文化のまちづくり」を推進することとしました。

「人権文化のまちづくり」とは

『市民一人ひとりが人権尊重の精神を正しく身に付け、人権を尊重することが市民の日常生活の中で当たり前の行動として自然に現すことができる社会をつくること』です。

「人権文化のまちづくり」を進めるということは、市民一人ひとりが個性や能力を発揮し自分らしく生きることができる社会をつくることです。また、家庭や地域、学校、職場など日常生活の様々な場面における評価の基準が人権尊重の考え方に照らして判断される社会をつくることでもあります。

人権を尊重することが私たちの日常生活の中に文化として定着するように、北九州市は「人権文化のまちづくり」に向けて、まちづくりの主役である市民と力を合わせて努力していきます。

2 基本理念

「人権文化のまちづくり」を進めるために、次の3つの基本理念を定めて取り組みます。

(1) 人間の尊厳

人権は「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利であり、日本国憲法において定められている侵すことのできない永久の権利です。

「人権文化のまちづくり」を推進するためには、市民相互の間で人権の意義が正しく認識され、市民一人ひとりが「人間の尊厳」を持つかけがえのない存在として意識され、守られることが必要です。

(2) 自立

「人権文化のまちづくり」を推進するためには、市民がまちづくりの主役としての自覚を持って自ら考え、判断し、行動することが必要です。

(3) 共生・協創

心がふれあう交流を通し、理解を深め、共に生き、支え合い、そしてお互いに協力し、創意を生かしながら「人権文化のまちづくり」に取り組むことが必要です。

さらに、地球環境をはじめとして身近な環境に至るまで、市民生活を取り巻くあらゆる環境との共生も大切です。

3 市民の役割として期待されるもの

「人権文化のまちづくり」は、行政の力だけで実現できるものではなく、「人権を尊重する」という市民の主体的な行動や取組と連携してこそ実現できるものです。

北九州市は、市民がまちづくりの主役であることを認識し、市民の自主性や主体性を発揮できる環境づくりに努め、「人権文化のまちづくり」に向けて行政総体として積極的に取り組みます。そのために必要な視点や推進策については第3章以降に記載します。

(1) 市民一人ひとりの役割

市民一人ひとりが人権を自分自身のこととして考え、人権尊重の大切さを理解し、自らの行動が人権を守る社会をつくるという意識を持ち、人権尊重の考えに裏打ちされた態度や行動を日常生活の中で実践することが必要です。

人権を尊重するという意識を高めるためには、地域で行われる人権に関する講座や人権啓発事業に参加するなど人権に関する情報に積極的に接することや、様々な人権課題の当事者をはじめとした多くの人々との交流やふれあいを通して人権について考え、人権を正しく理解することが大切です。

また、市民一人ひとりの人権意識の形成にとって、家庭の果たす役割は重要です。このため、親など大人が率先して日頃から人権に対する正しい理解や人権感覚の涵養に努め、大人自身が偏見を持たず、差別をしない姿勢を家庭の中で示すことが大切です。

人権を尊重し合う社会を築くためには、市民一人ひとりが思いやりや配慮にあふれた言葉を大切にすることも重要です。また、差別や虐待など地域で生じる様々な課題を自分の身近な問題としてとらえ、解決のための取組に積極的にかかわることも求められています。

(2) 地域の役割

地域には、住民が相互に協力し合いながら、誰もが暮らしやすい地域コミュニティをはぐくむという役割があります。このため、まちづくりの重要な担い手である町内会、自治会等の地域団体と地域の一員である医療機関、福祉施設をはじめとした事業所、企業、市民活動団体*等が連携、協働するネットワークを形成しながら、人権を尊重したまちづくり活動に取り組むことが必要です。

地域住民がそれぞれの力を出し合い、協力、連携を図りながら人権を尊重したまちづくり活動を推進していくことで、住民の「交流」や「ふれあい」が促進され、「支え合い」が深まり、地域コミュニティが形成されていきます。

このため、次代を担う子どもたちを含めた地域住民の心がふれあう交流事業を実施したり、人権を尊重したまちづくり活動を推進する人材をはぐくむ環境づくりを進めることが重要です。

※「市民活動団体」とはNPO（民間非営利組織）、ボランティア団体、様々な人権課題の当事者の団体等のことを示しています。以下、本指針では「市民活動団体」と記載します。

(3) 企業の役割

企業は「企業市民」として、その社会的責任を自覚し、地域社会に貢献することが求められています。企業は地域社会の一員として、人権尊重という視点を入れた取組やまちづくり活動に意義を見出し、積極的に活動することが必要です。

誰もが働きやすい職場づくり、安全で安心な商品やサービスの提供、人権や環境に配慮した取組など企業活動のすみずみにまで人権への配慮が根付くよう、企業内の人権意識を高めるための取組が大切です。このため人権に関する研修や事業所内での啓発活動を計画的、継続的に実施するための体制の整備が望まれます。

特に、医療機関や福祉施設をはじめとした人権にかかわりの深い事業所は、従事者等の人権意識の向上が重要であることから、人権に関する研修体制の充実が求められています。

また、企業は「企業市民」として「人権文化のまちづくり」の推進に積極的に参画するとともに、企業で働く一人ひとりが「よき市民」として地域貢献できるような環境づくりも大切です。

なによりも経営のトップに立つ人が、「人権文化のまちづくり」の意義を理解し、人権尊重社会の実現に向けてリーダーシップを発揮することが重要です。



4 「人権文化のまちづくり」を進めるための市民運動

「人権文化のまちづくり」を推進するためには、市民の間に人権を尊重するという気運を醸成する必要があります。また、「人権文化のまちづくり」は、まちづくりの主役である市民の知識や経験、能力、行動力が十分発揮できるよう、市民と北九州市とが創意工夫し協働しながら進める必要があります。

このため市民が具体的に実践できる市民運動として、「人権の約束事運動（19頁参照）」を推進します。

また、「人権文化のまちづくり」の実現に必要な人権施策や人権教育・人権啓発の推進に際しても、市民参加・市民参画を得ながら、市民に身近な取組となるよう努めます。

